

道路上に**乗り入れ(段差解消)ブロック**等を
設置しないでください。

自宅や駐車場出入口の道路上に、乗り入れ(段差解消)ブロック等を設置することは、**道路法により禁止**されています。

これらの行為は、お年寄りや幼児がつまずいたり、バイクや自転車の転倒の原因にもなります。万が一、歩行者や二輪車が転倒してけがをした場合には、**設置者の責任**が問われることがあります。

また、雨天時に雨水排水の流れが止まり、道路冠水の原因となることもあります。
道路を利用するみなさんが安全・安心に通行できるよう、道路に設置した人が撤去するようお願いいたします。

なお、歩道の切り下げ(段差解消)が必要な場合は、市の許可を受け、**自費で工事**を行うことができます。

〈乗り入れブロック〉



〈切り下げ工事後〉



お問い合わせ：牛久市 建設部 道路整備課 TEL029-873-2111

※裏面：参考法令

《参考法令》

○道路法第32条(道路の占用の許可)

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

→ 乗り入れ(段差解消)ブロックは本条における許可物件に該当しません。

○道路法第43条(道路に関する禁止行為)

何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- 一 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 二 みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

○道路法第102条(罰則)

次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第一項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者。
- 二 第三十七条第一項又は第九十一条第二項において準用する第三十七条第一項の規定による禁止又は制限に違反して道路又は道路予定区域を占有した者。
- 三 第四十三条(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者。
- 四 正当の理由がなく第六十八条第一項の規定による土地の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用、取用若しくは処分を拒み、又は妨げた者。